

静岡県の木材を使った新たな取組を応援！ 県産材製品の販路開拓をお手伝いします 令和3年度 県産材製品販路開拓事業のお知らせ



需要者さん

新製品を開発したいが、県産材の供給者を紹介してもらいたい

わが社の県産材製品を新たな販路で流通させたい

新たな取組のスタートアップ資金を調達したい



供給者さん

そんな方におすすめします！



STEP1 新たな需給マッチングをお手伝い

皆さんの県産材製品の販路開拓のアイデアを具体的な取組とするために、最適なビジネスパートナーとのマッチングを静岡県木材協同組合連合会(県木連)がお手伝いします

STEP2 スタートアップ資金を補助

取組のスタートアップのための資金を補助します

○補助対象者

県内で、県産材製品を扱う事業者または団体

○補助対象経費

資材等費、機械装置等費、広報費、借料・損料、旅費、専門家謝金・旅費、委託費など

○条件

- ・県産材製品の供給者と需要者が連携・協力し、販路開拓に取り組む新たな事業
- ・最終目標を設定し、その達成に向けた3年間の計画を策定した上で行う事業
- ・県の審査会を経て、採択された事業
- ・事業実施年度の2月20日までに事業完了するもの

最大 100 万円
(補助率 1/2)

第1期申請〆切は
令和3年6月30日

事業実施までの流れ

まずは県木連に相談！

県産材製品の
販路拡大に関する
アイデア、提案を
県木連に相談

県木連による、
・マッチング支援
・取組の具体化アドバイス
・補助事業計画作成支援
を受ける

県木連に対し
補助金交付申請

県による採択審査

(採択の場合)
事業実施

お問い合わせ

静岡県経済産業部 林業振興課

TEL 054-221-2612 E-mail: rinshin@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県木材協同組合連合会

TEL 054-252-3168 E-mail: s-mokuren@s-mokuren.com

事業のポイント
はウラ面へ

この事業のポイント

まずは、県木連への相談からはじまります。

県産材の販路の開拓を目指す新たな取組を行いたい事業者の方は、まずは県木連にご相談ください。

最適な事業パートナーとのマッチングをお手伝いし、取組の具体化に向けた助言を行い、補助金の事業計画策定を支援します。

補助対象となる事業には要件があります。

補助対象事業は、県産材製品の販路開拓に係る取組であって、次の2つの要件を満たす事業です。

- ア 県産材製品の供給者と需要者の連携・協力により新たに取り組むもの
- イ 当該取組を行うことにより、最終的に達成しようとする目標を掲げ、その達成に向けた3年間の計画を策定した上で行うもの

補助対象者は県内事業者のみです。ただし事業パートナーは県外事業者でもOKです。

- ・補助対象者（補助金受領者）は、県産材製品の供給者または需要者で、県内に住所または事業所を有する次に掲げる事業者です。
 - ア 木材関連業を営む者またはその組織する団体
 - イ 県産材製品の販路開拓に係る新たな取組を的確に遂行できると認められる者またはその組織する団体
- ・補助対象者（補助金受領者）は上記のとおり県内事業者に限りませんが、県内の供給者が事業パートナーとして県外の需要者と連携して行う取組などは補助対象となります。

補助金申請期間（第1期）は6月30日です。

補助金申請の締め切り（第1期）は、令和3年6月30日です。この時期に間に合うように県木連の事業計画策定支援を受けてください。

第2期以降の募集は第1期の申請状況により実施しない場合があります。

対象となるのは、交付決定後から2月20日までに行った事業のみです。

- ・補助金は、交付決定後から令和4年2月20日までに行ったものが対象です。交付決定前に発注、契約したもの、令和4年2月20日以降に支払をしたものは対象外です。
- ・また、支払の証拠書類が保管されているもののみが補助対象となります。

補助金の支払いは実績報告書の提出後1～2か月後の予定です。

補助金の支払いは、実績報告書の提出後1～2か月後の予定です。それにあわせた資金計画を立ててください。

消費税は補助対象になりません。

この補助金では、消費税は補助対象外です。申請は、消費税抜きの金額で行ってください。